

青年団体、婦人団体の成長も目覚ましいものがあるが、その成員の基礎教養の不確実さからの判断のせい弱さも目立って来ているので、これらの指導についても課題を今後に持越している。

「社会教育施設の整備と運営の改善」については改正法第23条の2より文部大臣が「公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定め」12月28日に公布した。公民館施設の貧困は目にあまるものがあり、その重要性もまた注目されなければならぬことであるので、この基準による充実も本県における重要課題と云わねばならない。

以下これらの諸課題に対し、県が行った諸施策を概観する。

## 2 公民館活動

### A 公民館施設・設備等の実態調査

社会教育の中心拠点である公民館の施設、設備、職員数については次第に改善されつつあるが、市町村の合併にともなって中央館、分館の統合が行われた結果、有機的な地域活動が促進された反面予算の減少などによって活動が著しく制限されてしまった問題や、地域の拡大によってキメのこまかい指導が失われたことも見逃がせない事実である。機動性をもった運営が強く望まれるし、予算の獲得について市町村理事者の熱意にまつものが多大である。今回文部省の指定により実態調査を行ったのでその結果を下表に示した。尚、12月28日付で文部省から「公民館の設置及び運営に関する基準」が発表されたことは大きな進歩であるといつてよい。

#### 公民館施設・設備等の実態調査

##### I 公民館施設

(34.4.1現在)

区分	市町村数	公民館設置 市町村数	設置率	未設置 市町村数	公民館数		部落分館数	法人立 公民館数	組合立 公民館数
					本館	分館			
市	14	14	100%		53	108	6		
町	54	54	100%		81	250	212		
村	53	53	100%		92	125	40		
法人立	①				1			1	
組合立									
計	121	121			227	483	258	1	

##### II 本館数

##### III 分館数

区分	市町村数	独立		併置	計
		新築	較用		
市	14	10	17	26	53
町	54	13(1)	31	37	81(1)
村	53	8(1)	30	54	92(1)
法人立	①	1			1
組合立					
計	121	32(2)	78	117	227(2)

区分	市町村数	独立		併置	計
		新築	転用		
市	14	1	24	83	108
町	54	1	132	117	250
村	53		66	59	125
法人立					
組合立					
計	121	2	222	259	483

##### IV 公民館の設備

品目	保有市町村数	未保有市町村数	保有館数	保有量	備考
テレ写音機	17	104	24	24	
録音機	96	25	114	139	
図書	71	50	109	116	
産業教育用具	110 (110)	11 (11)	407 (407)	245,010 (22,051)	
土壌検定器具	11	110	13	15	
体育レクレーション用具					
卓球用器具	43	78	168	169	
バドミントン用具	28	93	77	82	
野球用具	28	93	43	44	